

「馬淵川水系河川整備学識者懇談会」設立趣意書(案)

馬淵川の変化に富む自然や景観は古くから地域の人々に親しまれ、その流れは流域内の社会・経済・文化を支える重要な役割を果たしてきました。

しかし、馬淵川は過去幾度と無く洪水に見舞われ、当地区に甚大な被害をもたらしてきたことも事実です。特に昭和 22 年 8 月洪水では、三戸郡南部町で床上浸水 100 戸、流失家屋 30 戸を記録するなど未曾有の被害を受け、さらに平成 14 年 7 月、平成 16 年 9 月、平成 18 年 10 月と近年においても大規模な洪水が頻発しています。

馬淵川の治水事業は、八戸市街地等を洪水から防御することを目的として、昭和 10 年に治水計画を策定し、馬淵川本川において堤防を築造する一方、支川新井田川は捷水路を開削するとともに、河積の不足箇所は掘削、浚渫等を実施する改修工事に昭和 12 年より着手しました。

また、昭和 14 年には、河口付近の高度利用と洪水の安全な流下を図るため、新たに放水路を開削し、馬淵川と支川新井田川を完全分離する計画に変更され、後の事業により馬淵川河口周辺は、現在の様相を呈するに至りました。

その後、昭和 39 年の新河川法の制定を受け、昭和 42 年に馬淵川水系が一級河川として指定され、馬淵川水系工事実施基本計画を昭和 43 年に策定、平成 3 年の改定を経て、これまで水系の一貫した河川整備を行ってきました。

一方、豊かで潤いのある質の高い生活や、良好な環境を求める国民ニーズの増大等、最近の社会の動きに的確に応えるため、平成 9 年に河川法が改正され、その目的に「治水」「利水」のほか、新たに「河川環境の整備と保全」が加えられました。また、従来の「工事実施基本計画」にかわり、河川整備の基本となるべき方針を定める「河川整備基本方針」と、今後概ね 30 年間の具体的な河川整備に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することが位置付けられました。更に、「河川整備計画」の案を作成する段階においては、河川の特性と地域の風土・文化等の実情に応じた整備を推進するため、河川に関し学識経験を有する者、関係住民、県知事又は関係市町村の長の意見を反映する手続きが導入されました。

馬淵川水系の河川整備基本方針は、平成 19 年 7 月 2 日に社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て決定したところであり、今般、その方針に沿って馬淵川水系河川整備計画を策定することとしました。このため、河川に関して学識経験を有する方々から意見を聴くための「馬淵川水系河川整備学識者懇談会」を設立するものです。